

9.自分の会社を承継する税制改正ポイント

Q9:自社株の承継は経営者の椅子の承継とともに税制面で頭の痛いテーマです。事業を発展させればさせるほど自社株の評価額が上昇して、相続のときに多額の相続税を納税しなければなりません。自社株の評価額が軽減される措置がとられたと聞きましたがどのような内容ですか。

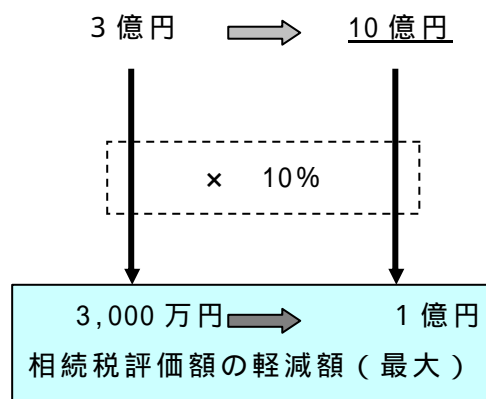
A9;平成15年税制改正で相続時精算課税制度の創設など相続税・贈与税の抜本的な改正が行われ、事業承継税制として小規模宅地の特例と共に位置付けられる特定事業用資産特例(いわゆる自社株軽減特例)が拡充されました。平成16年税制改正ではさらにこの自社株軽減特例が拡充されています。

この自社株軽減特例とは平成14年税制改正により創設された制度で、相続・遺贈により取引相場のない自社株等を相続した場合、選択によって一定の要件のもとで自社株評価額の10%が評価減できる制度です。15年改正で生前に自社株を大型贈与して「相続時精算課税」を選択した贈与株式についても適用されることとなりました。

対象となる「特定同族株式等」の範囲は被相続人が有していた次に掲げる条件などの要件を満たす非上場株式または有限会社、合資会社、医療法人の出資です。

そして16年改正において、事業承継の円滑化を図るため、自社株の10%軽減措置について軽減対象金額が「3億円から10億円」に上げられました。この改正によりこれまで3000万円であった軽減上限額が1億円に拡大されましたので、事業承継の税金対策上、朗報といえます。

【軽減対象上限の引上げ】



要件1 特例の適用を受けられる人は、当該被相続人の親族で、申告期限を経過する時において当該特定同族株式等に係る法人の役員その他の地位を有していること。

要件2 法人の発行済株式の総数又は出資金額の三分の二に達するまでの部分。

要件3 同族関係者の持株割合が50%超である。

要件4 適用対象相続人は当該株式等を相続等による取得後において5%以上保有していること。

要件5 特定同族会社株式等の時価総額が20億円未満であること。

要件6 申告期限までに当該特定事業用資産が分割されていること。

要件7 特定自社株を相続税の申告期限迄保有していること。